

名古屋市達第33号

健 康 福 祉 局
区 役 所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第2条 課の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>区政部 総務課</p> <p>(1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印並びに公害対策事務専用市長印を除く。）の管守に関すること。</p>	<p>第2条 課の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>区政部 総務課</p> <p>(1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印、<u>国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る徴収の猶予及び滞納処分に関する事務専用区長印</u>並びに公害対策事務専用市長印を除く。）の管守に関すること。</p>
(2)～(28) (略)	(2)～(28) (略)

(略) 保健福祉センター (略) 保険年金課	(略) 保健福祉センター (略) 保険年金課 <u>(1) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る徴収の猶予及び滞納処分に関する事務専用区長印の管守に関すること。</u>
<u>(1)～(11)</u> (略) (略) 2・3 (略)	<u>(2)～(12)</u> (略) (略) 2・3 (略)

附 則

この達は、令和8年1月5日から施行する。